

## 未就学児世帯への経済的負担軽減措置について

この度、厚生労働省より通達された※未就学児世帯の経済負担軽減措置として、未就学児一人につき 12,000 円を減額（還付）する軽減措置を令和 4 年度より以下の要件・内容により実施します。

対象となる組合員宛てには文書を郵送いたしました。

### 【要件・内容】

- ①基準日（令和 4 年 11 月 30 日）時点において、同一世帯に当組合に加入している第 1 種家族のうち、未就学児。
- ②該当する未就学児一児につき 12,000 円（月額 1,000 円）
- ③補助申請書を期日までに当組合へ返送してください。
- ④ご指定の組合員の口座へ振込みます（保険料還付金）。

※第 2 種家族については、既に当組合では後期高齢者支援金（令和 4 年度：月額 4,600 円を免除していますので、今回の軽減措置の対象とはなりません。

※「未就学児」とは小学校入学前の 0 歳から 6 歳までの子（平成 28 年 4 月 2 日以後に生まれた方）

※令和 4 年 12 月 1 日以降に当組合に加入された未就学児は今年度（令和 4 年度）の対象となりません。

※振込み後、令和 4 年 11 月 30 日以前に遡って喪失された場合は、負担軽減された額を返還していただきます。